
社会福祉法人めぐはうす

令和4年度事業計画

2022年3月12日

『法人本部（事務局）』	… p.1
『世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業』 （会計区分名称：被保護者居宅安定化支援事業）	… p.2
『東京都地域移行体制整備支援事業（精神障害者地域移行促進事業）』 （会計区分名称：東京都地域移行体制整備支援事業）	… p.6
『精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターを活用した退院への動機付け支援事業』 （会計区分名称：退院動機づけ支援事業）	… p.10
『グループホーム「めぐ」』 （会計区分名称：グループホームめぐ、第2グループホームめぐ）	… p.13
『まごの手便（就労継続支援B型事業）』 （会計区分名称：福祉活動事業、就労活動事業）	… p.16
『地域活動支援センターI型事業』 （会計区分名称：地域活動支援センター事業）	… p.20
『指定特定（指定一般）相談支援事業』 （会計区分名称：指定特定・指定一般相談支援事業）	… p.24
『世田谷区・地域障害者相談支援センター（ぼーときたざわ）』 （会計区分名称：地域障害者相談支援センター事業）	… p.27
『夜間休日等こころの電話相談事業』 （会計区分名称：保健センター・こころの相談事業）	… p.33
『杉並区障害者地域相談支援センター「菰窪」（すまいる菰窪）』 （会計区分名称：杉並区障害者地域相談支援センター事業）	… p.37

『法人本部（事務局）』

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1. 本部の機能

- ・理事会の意思決定に基づき、法人全体の計画的な進行管理を行う。
- ・収支状況等の経営上の課題や、サービス提供等の事業運営上の課題について、現状だけでなく、起こり得るリスクを含めた具体的な情報を外部や法人内の各事業部門から収集し、分析する。
- ・その結果について考えられる対応策を含め検討し、理事長や理事会に報告、判断を求める。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度運営方針

- 本部の職員配置……令和3年度、杉山（業務執行理事）、上原（統括会計責任者）、笠井（事務局長）が専任になることを計画に立てたが、現実的に難しい。元々担当していた事業の業務や他事業のフォローは引き続き必要と思われる為、調整しながらの業務となる。
- 法人全事業のフォロー……引き続き全事業のフォローに入ることが出来る様にし、法人全体を把握する。
- 課題の抽出と検証……令和3年度に法人全体の課題としてあがったことに対しての検証と、改善の為に本部事務局として具体的にできることを、できるだけ早い時期に行う。
- 組織の整備……意思決定機関・指示命令系統を明確にする。
法人本部と各施設長・事業担当責任者間での定期的な情報共有の場を再整備する。
また、各会議体・各委員会・各事業担当の責任者とその役割を確認、明確化する。
- 本部（事務局）の業務……まず、上記の通り各職員の役割・権限を明確にする。その上で本部（事務局）の業務を共有し、本部（事務局）の在り方や役割分担を法人全体で検討していく。
- 人材育成計画作成……それぞれの事業に必要な人材の育成計画を立てることが出来る様、法人全体として検討する。また、個別の育成計画も事業担当責任者と協力し立てていく。
- 規程作成・整理……令和3年度に策定したハラスメント防止規程により、整合性を取る為細かな修正が必要となった就業規則の改訂や、必要な規程の洗い出しと作成を行う。

2.) 中長期方針

○数年先を見据えた事業の展開・展望の検討

…令和3年度には、「精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業」の受託の是非について話し合われたが、話し合いの時間が短かったり、決定の仕方が曖昧だったこれまでの反省を活かし、法人としてその事業の受託する意味や将来的な展望、また現在の法人の状態・課題等、より多くの職員の様々な視点からの意見を擦り合わせる作業をしてきた。

今後の法人の目指す方向性や事業展開を計画・検討していく。

『世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業』

会計区分名称：被保護者居宅安定化支援事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

地域生活において日常的な生活課題を抱える精神障害のある被保護者が、自ら安定した居宅生活の維持及び向上を目標とした取組みが行えるように支援することにより、当該被保護者の居宅生活の安定化を図ることを目的としている。詳細は「世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業実施要綱」による。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

【業務計画】

事業を実施するにあたり、3つの業務（支援業務、支援会議、報告書・資料の作成）の計画を定める。

○支援業務

対象者の選定は、地区担当ケースワーカー（以下CW）からの依頼に基づき、CWが対象者に対し事業に基づく支援方針等を説明し、対象者の同意を得た上で支援開始とする。

支援の終了に関しては、対象者の状況・状態を十分に見極め、CWの了解に基づき、原則として対象者本人の合意の上で行う。

対象者等に対する支援方法	対象者に対する助言及び援助
<ul style="list-style-type: none">・訪問によるアウトリーチ支援・通院、施設通所等の同行等支援・電話相談（メール・手紙を含む）・カンファレンスの参加・医療機関、施設等関係機関との連絡調整・入院及び転院、施設入所等の依頼及び調整・地区担当員等に対する助言・その他生活支援課長が必要と認める支援	<ul style="list-style-type: none">・日常生活上の問題・健康上の問題・病状、症状、障害等・人間関係・医療機関・社会参加・服薬・居住・その他

○支援会議

支援対象者の決定、支援計画の決定及び変更、支援の進捗状況の確認、支援終了の決定等を検討・共有する場として、居宅生活安定化支援会議を各総合支所にて行う。

（砧総合支所は、月1回（8月除く）、烏山総合支所は、係毎に月1回（内、年2～3回は全体会）実施）

○報告書・資料の作成

適正な事業実施を図るため、正確な書類作成に努める。

(対象者ごとの支援記録／区に提出の月次報告／支援会議資料／法人理事会用事業報告書／その他)

【職員体制と役割分担】3名とも常勤職員。津倉、笠井は他事業との兼務あり

事業担当責任者	岡部 忍 主管との連絡調整、月次事業報告・請求事務等	
砧地域支援員	岡部 忍 (週5日) 砧責任者 (砧事業報告書作成)	笠井 大輔 (週1日)
烏山地域支援員	津倉 景子 (週4日) 烏山責任者 (烏山事業報告書作成)	笠井 大輔 (週2日)

2.) 利用者支援方針

- ①支援開始にあたり、丁寧に支援内容の説明と同意確認を行う。特に個人情報の取り扱いについてはしっかりと説明し、出来る限り不安を取り除けるよう努める。
- ②対象者にとって安全な場所・安心できる環境を保障する。例えば、自宅でないと感じられない方、逆に家に人が入ることに対して拒否的な方等に対しては、メールや手紙での支援を行う等、個別のニーズに対応する。
- ③対象者の思いに寄り添い、共感し、思いを受け止めることを大切にする。対象者が持つ潜在的な力を信頼し、その上で生活上どのような点で困っているかを聴き、必要な支援の見立てや本人の自立に向かう為の具体的な支援方針を提案する。
- ④対象者の人権・自尊心を尊重し、自己肯定感を得られる様に思いを共有すること、自尊心の回復を図ることを念頭に置く。
- ⑤地区担当員とは別の立場・役割での関わり (例：自立促進をする地区担当員と、メンタルケアを優先する支援員とで、本人に伝える内容が異なる場合) が必要になることがあるが、対象者の混乱につながらない様配慮し、双方向の専門的な視点を持つことで、的確で重層的な支援の充実を図る。

3.) 中長期方針

①プロポーザルに向けて

3年ごとの受託事業であり、令和4年度にはプロポーザルが実施される予定となっている。

1) 人材の確保

当事業において、質の高いサービス提供を継続して行うためには、ある程度の経験年数のある職員を配置することが必要であり、人件費は他事業と比較しても膨らまざるを得ないが、委託費とのバランスが取れていないのが現状となっている。このため、プロポーザルに向けては事業の重要性を踏まえて委託費の増額について世田谷区との交渉を行っていく必要があると考えられる。

2) 地域特性や事業実績、成果の検証

烏山は日本一ともいわれる精神疾患・単身・生活保護受給者の居住率が高い地域である。一方、砧は区内でも有数の高級住宅街を擁する地域で、被保護者は居住そのものに困難を抱える地域となっている。こうした地域特性の違いから、求められる支援の内容にも大きな隔たりがあり、これは世田谷区のその他の地域にもそれぞれの特性があることが推測される。当事業によりどのような実効効果

があるか検証していくことにより、将来的にどのようなアプローチが必要になるかを見極めていくことが必要と考えられる。

②職員の計画的な育成

上記1)の通り、基本的にある程度一人で判断し行動することができる経験年数のある職員が配置されている。そのため、今までは必須研修参加の促し等はあるものの、特に計画的な育成は実施されてこなかった。当事業の支援の特性上、一人の対象者に比較的長く関わる必要性が高い為、複数年継続して当事業を担当することが望まれる。職員の定着率に関する課題を整理し、検証していくことが必要と考える。法人として当事業に必要な人材の育成計画を立案する。

③アウトリーチ事業部として他事業と連携した取り組みを検討する

前回のプロポーザルでも当法人の強みとして取り上げたが、当事業でもピアの活躍の場を拡げることはできないか、という思いがある。全国でもアウトリーチ事業にピアサポーターを導入している事例（兵庫県豊岡保健所での導入）はあり、当法人でも将来的な導入について検討したいと考える。実際には主管や現場支援課との綿密なやり取りが必要だが、今年度のプロポーザルにて具体的な提案が出来る様に検討する。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ①支援対象者の多様性・複雑性の理解
- ②生活支援課職員との信頼関係作りおよび生活支援課職員に対する当事業の浸透
- ③中長期計画の作成を見据えた意見交換を実施する

2.) 方策

- ①保護を受けるに至った方の経緯や生活のしづらさは様々な要因が複雑に絡み合っている。特に未治療の方の生活の困難さを紐解くにあたり、成育上の課題（虐待・発達障害・パーソナリティ障害・家族関係等）が根底に見えてくる方が多い。こうした課題に対し、生活環境・周辺環境の整備を行う為に、それぞれの段階に応じた見立てをしていく。
- ②日頃からコミュニケーションを大切にし、積極的な関わりを持つことで専門支援員としての信頼を得られる様に務める。ひいては対象者支援を迅速に行うことができることに繋げる。
また4月中に新入・横転の支援課職員に対して事業の説明を行い、速やかな連携・協力体制が取れる様に働きかける。
- ③アウトリーチ事業部内での情報共有や意見交換を密にするため、月1回ペースで会議を実施する。

4. 予算概要

委託費は例年通り。令和4年度は赤字予算となるが、これは人件費の年次的な増額によるものである。人件費は委託費の97%を占めており、事務費及び事業費は必要最低限の経費設定となっている。

5. 人材育成と職場環境整備

・当事業は単独で業務にあたることが基本であるため、生活支援課からも専門職としての知識・経験を軸とした支援を求められ、支援員が一人で悩み行き詰まる事態も多く出てくる。

そのため、事業職員間の連絡・連携を密に行えるよう、ライングループの作成、随時の電話連絡を行う。また、月1回程度の法人内支援員連絡会議を各支所に集まり開催するほか、担当職員が必要時にスーパーバイズを受けられるようにする。新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってはオンラインでの実施も取り入れ、確実な実施を目指す。

・支援技術の向上並びに適切な関係法制度等に対応するため、各種研修に積極的に参加し、内容を共有する。

・有志で集まっている区部支援員連絡会に参加し、情報収集や横の繋がりを深める。

・研修および会議の参加は、オンラインで行われる機会が増加している。一方、当事業では支所の自席でオンライン会議等に参加することは難しく、在宅や法人本部のスペースを活用しているところである。

今後は外部のコワーキングスペースの活用についても検討し、まずは都が運営する無料のスペースに法人としての登録を進めていきたい。

6. その他

【プロポーザル予定】

令和4年10～11月ごろに主管からの連絡、参加表明、12月中旬ごろまでに提案書提出

令和5年1月下旬頃にヒアリングの見通し。プロポーザルに向けた話し合いは事業部・担当者の連絡会で随時行っていく。

【年間会議予定】

	生活支援課	アトリー事業部	当事業担当者	外部連絡会
4月	新入・横転職員への事業説明 居宅支援会議	前年度振り返り	支援員連絡会（砧）	
5月	居宅支援会議	情報交換	支援員連絡会（烏山）	
6月	居宅支援会議	事例検討会	支援員連絡会（砧）	区部支援員連絡会
7月	居宅支援会議	事業検討会	支援員連絡会（烏山）	
8月			支援員連絡会（砧）	
9月	居宅支援会議	情報交換	支援員連絡会（烏山）	区部支援員連絡会
10月	居宅支援会議	事例検討会	支援員連絡会（砧）	
11月	居宅支援会議	事業検討会	支援員連絡会（烏山）	
12月	居宅支援会議	情報交換	支援員連絡会（砧）	区部支援員連絡会
1月	居宅支援会議	事例検討会	支援員連絡会（烏山）	
2月	居宅支援会議	次年度事業検討会	支援員連絡会（砧）	
3月	居宅支援会議	情報交換	支援員連絡会（烏山）	区部支援員連絡会

『東京都地域移行体制整備支援事業（精神障害者地域移行促進事業）』

会計区分名称：東京都地域移行体制整備支援事業

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1. 事業概要

精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

1.) 地域移行・地域定着促進事業

指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。事業の実施に当たっては、ピアサポーターの育成及びピアサポート活動を活用する。

2.) ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

精神障害者の視点を重視した支援の充実や精神障害者が自らの疾患や症状について正しく理解することを促すためピアサポーターの育成を図る。育成に当たっては、ピアサポーターの活用が図られるよう、ピアサポーター及びピアサポーターに関わる事業者に対し必要な研修等を行う。

また、研修等を受講したピアサポーターが相談支援事業所等に雇用されるなど、ピアサポーターの活動の場の拡大を目指すため、関係機関と連携しピアサポートの活用の推進に向けた体制を整備する。

3.) 地域移行関係職員に対する研修

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な地域移行・地域定着が図られるよう地域移行関係職員に対する研修を実施する。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

・担当圏域：令和4年度より担当圏域を変更予定。区西南部（渋谷区、目黒区、世田谷区）、※北多摩西部（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）

・圏域ごとの担当となるが、それぞれの自治体によって現状や課題が異なるため、それぞれの区の事情に合わせた支援を行っていく。

・コロナ禍にあっても、その時の状況に応じた支援方針や活動方針を検討しながら進めていく。

・地域移行支援にかかわるケースサポート（事業者支援）は、伴走支援を含めできるだけ丁寧な対応ができるように体制やノウハウを整えていく。

・これから必要になる、またこれからの取り組むべき課題については、小規模でもプロジェクトチーム的な協力者を募り、草の根的な取り組みや検討を重ねていき、広域にひろげていくような活動を積極的に行っていく。（例：高齢者の地域移行・介護保険分野との交流・連携について、症状悪化前のレスパイト、精神科救

急における地域移行支援、早期退院と地域定着について、ピアサポート活動の分類等)

2.) 今年度利用者支援方針

・事業所支援でかかわっている対象者については、見立て、意志確認等を丁寧に行い、相談支援事業所等の職員への助言を行いながら共に支援を行っていく。

3.) 中長期方針

・平成30年度から3年間行った事業概要では、精神科病院への働きかけが薄くなっていたが、令和3年度からピアサポーター活用コーディネーターと共に、精神科病院へのアプローチを強化していく方針に移行していく。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

【各自治体への支援】

- ・世田谷区自立支援協議会地域移行部会への参加・協力。
- ・世田谷区の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業事務局への助言、医療機関とのつなぎ。
- ・渋谷区自立支援協議会相談支援部会 精神ネットワーク会議への参加・協力。
- ・目黒区精神障害者の地域移行・地域定着推進連絡会への参加・協力。
- ・目黒区精神障害者の地域移行・地域定着推進連絡会作業部会への参加・協力。
- ・目黒区新規病院訪問事業への助言・協力。
- ・世田谷区新規病院訪問事業への助言・協力。
- ・世田谷区のピアサポートに関する事業のための助言・協力。
- ・渋谷区の協議の場設置についての協力。
- ・目黒区、世田谷区、渋谷区の地区担当保健師への個別支援等の助言・協力。

【相談支援事業所等への支援】

- ・地域移行支援（個別給付）を初めて行う事業所への助言や一緒にケースを受け持ち支援する（伴走支援）。
- ・地域移行支援（個別給付）での困難事例等への対応に関する助言
- ・地域移行関係の社会資源等の情報提供。
- ・昭和大学附属烏山病院での定期懇談会を活用し、地域の相談支援事業所等との情報交換、つなぎなどを行う。

【圏域別研修】

- ・令和3年度は、コロナ禍の状況に合わせ、都事業委託事業所合同での共通講義（動画配信）と ZOOM オンライン研修を実施した。今年度行ったオンライン研修実施で得た、新たな研修ニーズを考慮し、研修方法や内容を検討し、積み重ねをして実施を目指す。

【ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備】

- ・ピアサポーターの活動の推進については、コロナ禍の状況により思うように進まずにいた。

- ・令和3年度については、多摩地域の病院等でピアサポートが再開の見通しもあり、再度検討を始める。
- ・これまでさまざまな病院で実施してきたピアサポート活動のノウハウを活かし各自治体への助言・協力を
行う。

2.) 方策

- ・年度はじめに行う各自治体訪問、病院訪問、圏域別会議等で、各自治体、相談支援事業所、病院の状況や
ニーズを再確認し、それぞれの状況に合わせた支援を組み立てていく。

【年間行事計画】

4月	各自治体・病院訪問
5月	↓
6月	圏域別会議（12圏域、8回）
7月	↓
8月	※各自治体連絡会等
9月	圏域別研修
10月	↓
11月	
12月	
1月	
2月	↓
3月	年度の振り返り作業

※担当者連絡会は、毎月開催。

4. 予算概要

委託費 8,743,394円（予定）※正式には3月都議会で決定する。

※事業費は、契約締結後、概算で一括して支払い、委託期間終了後、残額がある場合には、都に返還するものとする。

※詳細は別紙予算書参照。

5. 人材育成と職場環境整備

- ・職場環境整備に関しては、事業規模や職員数の少なさもあり、アウトリーチ事業部として取り組んでいく。
- ・事例検討会などを定期的に行っていきながら、それぞれの事業の孤立化を防ぎ、支援の質の向上を図る。

6. その他

- ・令和3年度は、独自の取り組みとして、

①精神科救急病棟での地域移行支援の検討。

- ・昭和大学附属烏山病院 PSW からの要望もあり、精神科救急において地域移行支援を導入していくことの有効性と取り組みを充実させる工夫について検討を始める。

・成仁病院（足立区）での取り組みのヒヤリング実施。

②緊急対応についての検討

- ・各自治体において地域生活支援拠点の検討がされているが、緊急対応の場についての検討が進まないことが多い。
- ・精神科救急と緊急対応等の比較を行いながら、トータル的な決定的な状態になる前に支援する仕組みについて情報収集を始める。
- ・事業者ヒヤリングを実施。
- ・都事業コーディネーター等を中心に検討始める。

③高齢者の地域移行についての検討

- ・65歳以上が介護保険の対象となることで、退院後制度が変わり、思うように支援が継続できない事例が多くみられるため、よりよい引き継ぎの仕方や課題などを検討始めている。
- ・世田谷区、渋谷区近辺の受け入れが可能そうな地域包括支援センターからアプローチしてきた。
- ・また八王子市の病院が近隣の地域包括支援センターと勉強会を行っている取り組みがある為、ヒヤリング等行い、情報収集してきた。
- ・世田谷区においては、世田谷区自立支援協議会地域移行部会のアクションプランとして、提案し、実施してきた。
- ・渋谷区では、令和5年度より地域包括支援センターの一部に障害の相談窓口を置く構想もあり、リンクさせながら進めていければと考えている。

④事例まんが（動画）作成・検討

- ・コロナ禍の状況もあり、WEB会議が主流になりつつあるが、WEB会議では個人情報保護の課題があり、事例検討や個別支援についての検討がしづらい状況がある。
- ・また、これから地域移行支援を始めようとする方々や高齢者関係の方々、長期入院者の支援をより理解してもらえるツールとして活用できるものを作成。
- ・有志のグループで検討し、都事業の研修等に活用される。

等の取り組みを行ってきた。

令和4年度は、これらの取り組みを進めるとともに、新たな取り組みを進めていく。

①精神科救急病棟での地域移行支援の検討。

②緊急対応についての検討

③高齢者の地域移行についての検討

④事例まんが（動画）作成・検討

⑤ピアサポートの分類・整理 ※新規

- ・ピアサポートと一言で言っても、なかなか理解が進まないピアサポート活動の多様性について着目し、これからピアサポートを進めようとする自治体や事業所向け活用できるよう、ピアサポート活動やピアサポーターの分類の整理を行う取り組み。
- ・他事業所との協力を得ながら進めていきたい。

⑥アウトリーチ事業と精神科病院の連携についての検討。 ※新規

- ・行政で行うアウトリーチ事業と精神科病院との連携についての検討。
- ・その他、訪問系の事業や緊急対応の場等との連携・協働へつなげていきたい。

『精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターを活用した退院への動機付け支援事業』

会計区分名称：退院動機づけ支援事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

精神科病院に長期入院している方を対象に、ピアサポーターによる退院へ向けた動機付け支援や、生活イメージ作りなどを行う。

また、世田谷区が別途実施している「精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業（以下、訪問支援事業とする）」受託の他法人と連携し、生活環境の調整など地域生活への移行を支援することで、本人の意思決定の機会を尊重し、本人が希望する地域生活の実現につなげ、権利擁護を図るとともに、地域移行を推進する。

令和4年度は受託3年目となり、次期契約に向けたプロポーザルを予定している。

具体的な事業内容について下記の通り。

1.) 事業実施に活用する資料の作成および更新

事業説明用リーフレットや制度説明、退院意欲喚起につながる動画を作成する。

2.) 訪問支援事業との共同業務

訪問支援事業と月に一度定例の会議を実施し、長期入院者の退院にむけた方針検討を行う。

3.) ピアサポーターによる退院への動機付け支援

ピアサポーターと協力し、長期入院者の退院意欲喚起や不安軽減、地域生活のイメージ作りを行う。

4.) その他

- ・成年後見制度に関する対応
- ・虐待に関する関係機関との連携

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

病院訪問支援実施前後の調整や支援方針を決定する定例会議（以下「チーム会議」とする）の事務局を担う。必要に応じて、訪問支援事業をバックアップする。

昨年度より動き始めたピアサポーターの意見交換の場や学びの場を作り、グループとしての土台作りを行う。病院のニーズ調査や、グループ支援、病院従事者向け勉強会など、地域生活のイメージ作りや理解促進などの啓発活動をピアサポーターと協働して行う。

対象病院の情報や各自治体の動向などを知るために、法人内のあらゆる事業と連携をとり事業運営を行っていく。

プロポーザルに向けて、業務の振り返りに加え、区の委託事業としての方針や、法人の方針など広い視点から中長期的な方針を検討する。

2.) 今年度利用者支援方針

精神科病院に入院する精神障害者のうち、世田谷区の地域移行支援の対象となる入院者（以下「世田谷区民」とする）に対して、退院経験を有するピアサポーターとともに、退院に向けた動機付け支援を行う。

3.) 中長期方針

世田谷区と協議の上、世田谷区民や病院従事者だけでなく、地域住民への啓発活動やピアサポーターを活用した家族支援など、法人理念を活かした事業運営を行う。また、当事業での活動を活かしながら、他の事業と連携し、法人としてのピアサポート活動をより充実させて行ける体制作りを行う。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ①協力病院でのピアサポート活動の推進
- ②ピアサポーターチームの体制構築とフォローアップ
- ③訪問支援事業との連携

2.) 方策

①協力病院でのピアサポート活動の拡充

ピアサポーターと共に病院への働きかけを行っていく。また、ICTを活用した取り組みをすすめる。

- 病院への説明会の実施（年6回程度）

ピアサポーターグループを主軸に病院に事業やピアサポートの説明を行う

- ピアサポートグループの実施（年20年度）

区内病院での活動（烏山病院：年10回程度、松沢病院：年4回程度）

区内の病院での活動を継続し、今後の活動の基盤づくりを行う。

- その他の協力病院での活動（年6回程度）

病院とピアサポーターが協働し企画、病院のニーズに合わせたピアサポート活動を実施する。

区外のピアサポート・地域移行関係機関と連携しながら活動展開する。

②ピアサポーターチームの醸成とフォローアップ体制の構築

- 連絡会・プロジェクトチームの実施（各月1回）

定期的に連絡会を開催し、互いの活動を共有する。

ピアサポーターを主体としたグループ醸成のための意見交換の場をつくる。

プロジェクトチームを開催し、①での協力病院への活動のため企画や資料作りを行う

- 交流会・勉強会の実施（年3回）

交流会や勉強会を企画し、他の自治体のピアサポーターグループとの情報交換の機会をつくる。

- ピア活動の研修やイベントへの参加（随時）

ピアに関する研修やイベントに参加してもらい、ピアサポーターの動向や、他の地域での活動をグループで共有し活動に活かす。

③訪問支援事業との連携

- 協力病院への働きかけの実施

訪問支援事業と連携して（1）の活動を行い、協力病院の拡充や関係強化をすすめるとともに、グループ活動から個別に支援へ橋渡しできる体制をつくる。

- 事前打合せ・振返りの実施（随時）

個別支援導入の際に、訪問支援事業とピアサポーターの打合せ・振返りを行う。

- ICT の活用

コロナ禍など時勢に左右されず、活動ができるよう ICT 機器の活用をより進めていく。
チーム会議でタブレットの活用方法を共有する。

【年間計画】

2022年4月	チーム会議	ピア連絡会・PT（月1回）	事業の振り返り
2022年5月		協力病院でのピア活動の実施	
2022年6月		ピア勉強会	
2022年7月			
2022年8月			
2022年9月			プロポーザル 参加表明
2022年10月		ピア交流会	
2022年11月			提案書の提出
2022年12月			ヒアリング・選考結果の通知
2023年1月			
2023年2月		ピア勉強会	
2023年3月		協力病院との振り返り	

4. 予算概要

委託金額：9,560,000 円（税込）

※詳細 別紙予算書案参照

5. 人材育成と職場環境整備

1.) 外部研修への参加

当該事業従事職員が法人内の関係事業と適切に連携できるよう環境を整える。また、研修については当人の意向ならびに中長期事業計画に基づき、東京都立中部総合保健福祉センターなどの外部研修を利用しながら育成を行う。

2.) 事業部内の情報共有や事例検討会への参加

アウトリーチ事業部内でのミーティングを開催し（月1回程度）、各事業の情報共有を行う。また事例検討など担当職員の支援質の向上や振り返りの場をつくる。

6. その他

プロポーザルに向け3年間の事業の振り返りと今後の方針の検討を行う。事業担当者・事業部・法人それぞれの単位で振り返り場をつくる。振り返りにあたっては、事業実績に加え自治体の動向(福祉計画や世田谷区精神障害者等支援連絡協議会など)を踏まえながら進めていく。

『グループホーム「めぐ」(共同生活援助事業)』

会計区分名称：グループホームめぐ、第2グループホームめぐ

(令和4年4月1日～令和5年3月1日)

1. 事業概要

主に精神障がいのある方で、地域社会における自立を促進するため、生活の場を提供するとともに、日常生活における必要な支援等を行う。

定員12名(「めぐ」7名、第2「めぐ」5名)で、民間の集合住宅を借り上げ(交流室2室、居室12室)、利用期間は概ね3年の通過型である。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

- ・地域で自立した生活を送りたいと希望する方を対象に、地域でその人らしい暮らしを築いていけるよう支援を行う。
- ・日常生活を通して個々の課題に即した相談・支援、利用者同士の交流やグループ活動を行い、個々の体験等を通じて共に学び合う場を提供する。
- ・必要に応じて、地域関係者と協働しOB支援を行う。

2.) 今年度利用者支援方針

- ・自尊心の回復。
- ・本人らしい暮らし方や将来の目標を見つけてゆく体験の場を提供する。
- ・失敗をしても、そのことが活かされるよう、新しい体験を励まし支える。
- ・さまざまな体験を通して、物ごとの選択・判断・自己決定能力を高めるよう支援する。
- ・本人なりのあらたな社会的価値観を育むよう支援する。
- ・個人のニーズに合わせた個別のプランを作成する。
- ・定期評価・見直しを行い、本人の意向を尊重し支援する。

3.) 中長期方針

今年度の目標に設定、検討していく。

3. 今年度目標と方策(具体的取り組み)

1.) 目標

- ・事業のアセスメントを行い、中・長期目標を設定

- ・運営の安定
- ・社会資源の活用
- ・職場環境の改善
- ・プログラムの再検討

2.) 方策

【事業のアセスメントを行い、中・長期目標を設定】

- ・スタッフミーティングにおいて、職員間の情報共有と意思統一を図り、定期的に話し合っていく。

【運営の安定】

- ・空室の解消
 - －退居日が決まったら世田谷・杉並それぞれ関係機関へ、また問い合わせがあったところへもお知らせをする。

【社会資源の活用】

- ・「めぐ」：今年度、入居3年目のグループホーム卒業予定者が4名。不動産屋の情報収集、卒業後の体制づくりを関係機関と連携してすすめる。
- ・第2「めぐ」：2年目に入る方が2名、3年目に入る方が2名。退居後をふまえたネットワークづくりを行う。

【職場環境の改善】

- ・事業を振り返り、職場環境（勤務体制等）を現状に見あった働きやすい環境に改善することを話し合っていく。
- ・誰が見ても分かり易く理解しやすくするためのマニュアルの整備

【プログラムの検討】

- ・コロナ禍でプログラムが中止しており、今後再開するために、プログラムの意義、内容の再検討や安全にどのようにプログラムを行っていくかを検討する。

【年間計画】

4月		<ul style="list-style-type: none"> ・夕食会 ・スタッフミーティング ・誕生会 ※開催は、コロナの状況次第
5月		
6月		
7月		
8月		
9月	防災訓練	
10月		
11月		
12月	(年越会)	

1月	(新年会)	
2月		
3月	防災訓練	

4. 予算概要

※別紙予算参照

5. 人材育成と職場環境整備

私たち自身がストレスに気づき、これに対処することの必要性を認識していく。職場環境の改善、メンタルヘルスケアの推進。

6. その他

以下の会議に参加し、ネットワークの構築・強化、利用者への支援へ活かす。

- ・世田谷区精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・北沢地域精神保健福祉ネットワーク（月1回）
- ・すぎなみ会議（随時）
- ・すぎなみ合同職員会議（随時）
- ・グループホーム世話人等情報交換会（年4, 5回開催）
- ・東京都共同ホーム連絡会（月1回）
- ・スタッフミーティング（月1回）
- ・合同スタッフミーティング（月1回）
- ・法人会議

事業担当者会議
研修委員会
虐待防止委員会

『まごの手便(就労継続支援 B 型事業)』

会計区分名称：福祉活動事業、就労活動事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

法人の理念である「個人個人の思いに沿ったその人らしい生活」等を実現するため、障害のある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう支援する。当事業所では特に、一般企業での就労が困難な方々に対し、働く練習の場を提供すると共に、就労に関する知識や能力向上のために必要な訓練、その他サポートを行なっている。

具体的な活動としては、自主生産品の作成(パンの製造・販売、手芸、カレンダー作成等)や軽作業、清掃、デザインの企画等と利用者のニーズに合うよう様々なメニューを提供している。作業の他、レクリエーションやリラクゼーション、絵画教室など趣味を生かしたプログラムも実施している。加えて利用者の居場所や相談の場、仲間づくりの場としても活用でき、利用者一人一人が当事業所を通して社会とつながりを持ちながら、地域で安心し、充実した生活を送ることができるよう支援している。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

引き続き感染症対策を徹底した上で事業運営および財政の安定化を図る。具体的には以下「3. 今年度の目標と方策」の通り。

2.) 今年度利用者支援方針

- ・利用者一人一人の生活状況を踏まえて個別支援計画を作成し、支援方針を職員間で共有し進めていく
- ・利用者が安心して利用するための環境を整備し、居心地の良い居場所づくりを行う。
- ・通所につながらない利用者に対し、通所希望の有無や通所できない理由等本人の気持ちに寄り添いつつ丁寧に聞き取りを行い、可能な限り通所につながるためのサービスを提供できるよう工夫していく。

3.) 中長期方針

- ・現事業所への引っ越し費用の長期借入金だけでなく、単年度においても法人本部に借入金をしている状況を改善していく。計画的に返済し、完済できるよう日通所者数の増加を進める。返済計画については別紙「まごの手便福祉 返済計画」の通り。
- ・さまざまな作業やプログラム活動に利用者の多くが関わり、一体となって協力し合い支え合える体制を整備していく。そのため丁寧な個別支援や対応を行ない、他の利用者(職員を含む)と安心した関係を構築し、その上で作業活動に携わり一人一人が自身の能力を発揮することができるようケースワーク、グループワークを行なっていく。
- ・これまでの当事業所は「ゆるやか」で「作業をしなくても利用ができ」「必要であれば定期的な通所ができ

なくても受け入れる」というイメージが強かったが、そのイメージを残しつつ今後は工賃向上および通所者数の増加のため作業に関心のある方が利用希望されるよう積極的にPRし周知していく。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ・日平均通所者数を14名/日に増加する。
- ・個別支援の充実を図る。
- ・就労支援事業の明確化および見直しを図る。
- ・プログラムの充実を図る。

2.) 方策

【日平均通所者数を14名/日に増加する】

- ・別紙「令和4年度通所見込み数」に基づき、日平均通所者数を14名に増加できるよう努めていく。
- ・見学希望者は随時対応し、その内お試し利用を希望する人について適宜お試し利用を開始していく。
- ・円滑にお試し利用(8回)ができるよう見学およびオリエンテーションにて十分な説明を行ない、理解を得た上で進めていく。

【個別支援の充実を図る】

- ・なかなか通所に結びつかない利用者に対し、面談や訪問支援等の個別対応を行ない、利用者の気持ちや状況に沿った対応を行う。
- ・その結果、作業は難しい利用者であっても通所を促進し、通所者数の増加につなげる。

【就労支援事業の明確化および見直しを図る】

- ・実施している全ての作業内容を見える化し関係機関へ周知すると共に、利用者希望者とのマッチングに役立てる。
- ・自主生産品の内、パンの製造販売についてはコロナ禍であっても売り上げが伸びている状況であるため、引き続き継続する。作業に携わるメンバーを増やし、売り上げだけでなく工賃向上の促進につなげていく。
- ・請負作業については、印刷輪転機の使用料が昨年9月までは年間約100万円かかっていたが、交渉の末に年約10万円程度に減額できたため、リースアップ契約(2年間限定)した。印刷関係の依頼が少なくなっているものの、収入としては昨年度ペースを見込めるため、この2年間は継続する。以降については今年度利用者とも話し合いの場を持ち検討する。
- ・清掃(緑道、クリニック)作業、手芸等の自主生産品作成については引き続き継続する。

【プログラムの充実を図る】

- ・既存のプログラムの見直しや新規プログラムを取り入れ、利用者が作業以外に関心の持てる活動を充実させ、通所促進を図る(例：パン試作試食会、認知リハビリテーション等)。

【年間計画】

コロナ前および昨年度実績を鑑み、以下の通り年間計画を作成する。なお、コロナ感染状況に応じて適宜

利用者と検討しながら変更も行う。⁽²⁷⁾

月	自主生産品①(パン製造・販売)	レク、その他
4月	梅ヶ丘販売(第1土、第3火)、光明学園販売(月2回)、 ↓ 下北沢大学販売(第3土日) せたがや日赤のつどい	お花見
5月	法人販売	防災訓練①
6月		実習生受入
7月	法人販売	旅行(1泊2日) 実習生受入
8月	法人販売 ふるさと区民まつり	
9月		
10月	雑居まつり	実習生受入
11月		実習生受入
12月	法人販売 梅ヶ丘(追加) せたがやボロ市	大掃除&年越しそば 実習生受入
1月	ラグビー試合販売	初詣
2月	ラグビー試合販売 せたがや梅まつり	
3月	ラグビー試合販売	防災訓練② 日帰りレク

その他の活動における計画は以下の通り。

- ・請負作業(通年)：印刷、封入、丁合、発送作業等年間を通して実施する。
- ・清掃作業(通年)：緑道清掃(月4回～5回)実施。
クリニック清掃(毎週金曜日)実施。
所内清掃(火・金・土週3回実施)。
- ・自主生産品②(通年)：手芸品の作成については利用者のペースに沿って作成する。カレンダーおよび年賀状の作成については年度当初に利用者と共に検討し、作成の可否を決定する。
- ・プログラム：
 - 絵画教室(キミコ方式)：講師の先生に依頼し、テーマに沿って静物画の作成を行う(年4回)。
 - 栄養教室：栄養士の先生に依頼し、個別に栄養指導を行う(月1回)。
 - まごミーティング：作業活動にかかわる様々なことについて検討、決定する(月2回)。
 - 昼食会：買い物、調理等を通じてメンバー自身が自立生活に役立てられるよう実施。メニューはまごミーティングにて決定する(月・木週2回実施)。
 - 温熱療法(テルミー)：専門の療術師による施術により、心身へのリラクゼーション効果を高める(月1回)。
 - Felt de Melt：フェルト作家に講師を依頼し、フェルト小物のデザイン作成を実施(月2回程度)。

4. 予算概要

【就労支援事業】

一昨年度より始めたパンの製造販売の売り上げがコロナ禍においても伸びていることを鑑み、昨年度より就労支援事業収入を増額した。請負作業や清掃作業については、昨年度と同額の予算としている。

【福祉活動事業】

- ・今年度目標である「日平均通所者数 14 名」に向け、訓練等給付費収入を 13.5 名とし、昨年度より増額した。
- ・昨年度に障害者や高齢者を非常勤雇用した際の「障害者等加算」を申請していたが、雇用条件に合致しなため今年度は申請を取りやめる。
- ・そのため、他の事業所と兼務している非常勤職員については非常勤職員給与支出から除外した。

5. 人材育成と職場環境整備

【人材育成】

- ・各職員(非常勤を含む)に積極的な研修の参加を促し、スキルアップを図る。
- ・役職者については自身のキャリアアップだけでなく、他の職員に対しより良い職場環境が提供できるよう運営に関する研修に積極的に参加する。
- ・所内研修をグループホーム「めぐ」と合同で実施しており引き続き継続するとともに、BCP も踏まえ他の事業所を巻き込んだ研修体制や協力体制を検討する。
- ・職員間の情報共有の場、利用者支援のための検討等の機会として日々のミーティングに加えてスタッフミーティングを行なう(月 1 回・16:00～)。

【職場環境整備】

- ・所内に現在使用していない物品も多く手狭な環境を改善し、不必要な物品は可能な範囲で処分する。

6. その他

【地域ネットワーク会議等への参画】

- ・北沢地域精神保健福祉ネットワーク (定例会月 1 回、交流会年 4 回)
- ・世田谷区精神障害者通所事業連絡会 (定例会隔月 1 回)
- ・世田谷セレ部

『地域活動支援センターI型事業』

会計区分名称：地域活動支援センター事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

障害を持つ利用者が地域において、自立した生活と社会生活を営むことができるよう、創作的活動と生産活動の機会の提供及び地域との交流促進を図るとともに、利用者の地域生活に必要な支援を行うことを目的とする。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

当法人の理念「個人個人の思いに沿ったその人らしい生活づくりの支援を行う」を念頭に、運営方針「職員が一方向で提供するものではなく、ユーザーの内包する力を最大限に発揮するように相互に育む」ために、当事者が生き生きできる当事者主体の場づくりを大切にする。

利用者が自立した生活と社会生活を営むことができるよう支援するために以下の事業を実施する。

2.) 今年度利用者支援方針

・コロナ感染症対策については、その都度安心安全を考えながら、利用者・職員がともに安心して活動できるよう感染予防に努め、状況に応じ、関係部署と連絡を取りながらよりよい方法で実施する。

・個別支援：新規メンバーの見学、受け入れ、定着への支援や登録メンバーの更新、メンバーのライフステージになど考慮した支援や活動を行う。

・近年、家族の高齢化や介護、自身の身体的な合併症、経済的問題や就労などのステップアップなどが課題に上がってきている。関係機関調整やサービス導入など支援センター内で協力しながら実施する。職員のミーティングなどで情報共有や事例検討を行う。

・プログラムのあり方検討：プログラムの計画・立案・実施におけるメンバーの意見や提案を決定するプロセスをできるだけ明確化する。アンケートなどによるニーズの抽出や意見集約の工夫、メンバーの特性や病状に十分配慮し、主体性におこなえるような支援、理解しやすい周知・広報を実施する。コロナ禍であってもメンバーがいきいきとできるよう、工夫し、できるものから無理のない範囲でプログラム活動を行なう。

・プログラム以外の時間帯も長く、メンバー各々の目的にそった利用ができるような機能としての様々な面があり、今後の地域活動支援センターとしての重要な要素、交流や分かち合いの重要性も考察していく。

・店舗の環境整備：メンバーと地域住民、商店街、関係機関との交流や啓発活動、やりがいなどにつながる重要なツールとしてショップ活動がある。地域コミュニティ並びに他施設との連携の強化、当事者がより生き生きできる場となるように努める。また地域に貢献できる活動を検討しすすめる。

地域の関係機関（福祉の事業所、児童館、商店街、学校など）との交流も含め、近年ショップ活動に参加するメンバーも多く、手狭な店舗の環境整備や衛生、防犯、ユニバーサル面の強化など職員とメンバーと話し合

いながら少しずつ実施していく。

- ・防災や感染症対策に努め、安心で安全に利用できるよう防災訓練や対策の周知徹底していく。

3.) 中長期方針

- ・社会福祉法人めぐはうすの理念の実現を目指すため、事業展開していく。

そのために法人の理念の浸透を図り、理解し、当事者、職員ともに自らのネットワークづくりや地域の環境改善のために積極的に貢献できる活動を行う。地域活動支援センターI型事業だけでなく、利用者を含む法人全体で取り組む。

- ・今後、地域での活動が継続できるよう、利用者・職員に限らず、様々な人材が主体的に活動に参加できるよう仕組みを作る。法人全体で横断的にピア活動について方向性や検討を行う。
- ・今までの活動の良いところを活かしながら、視野を広げ新しい活動なども検討していく。
- ・BCPの策定など、今後起こりうる災害、感染症などの対策と事業の継続を検討する必要がある。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ・当事者が生き生きできる当事者主体の場づくりを大切にする。
- ・地域に根差した活動を実施していく。

2.) 方策

- ・新規メンバーの見学、受け入れ時の面接を丁寧に行い、定着への支援を紹介者とともに行う。
- ・登録メンバー更新時のライフステージになど考慮した支援や活動を行う。
- ・オープンスペースの活動や利用、プログラムの参加に際し、メンバーの意見や提案などインタビューやアンケートなどによるニーズの抽出や意見集約の工夫、メンバーの特性や病状に十分配慮し、主体性におこなえるような支援、理解しやすい周知・広報を実施する。
- ・地域コミュニティ並びに他施設との連携の強化、当事者がより生き生きできる場となるように努める。また地域に貢献できる活動を検討しすすめていく。
- ・地域イベントなどを通じ地域啓発活動に努め、地域で理解され生活しやすくなるよう努める。
- ・地域の関係機関（福祉の事業所、児童館、商店街、学校など）との交流も含め、近年ショップ活動に参加するメンバーも多く、手狭な店舗の環境整備や衛生、防犯、ユニバーサル面の強化など職員とメンバーと話し合いながら少しずつ実施していく。

【年間イベント計画予定】

	外販・バザー	行事	その他
4月	松沢ショップ（松沢病院）		商店街振興組合総会
5月	松沢ショップ（松沢病院） 松原社協小動物ふれあい広場		
6月	松沢ショップ（松沢病院） すまいる梅丘（旧梅の実）まつり 松沢地区社協まつり	北沢ネットおもいを語る	

8月	松沢ショップ（松沢病院） 松沢病院夏まつり しもたかサマーフェスティバル参加・1ブロック手伝い		松沢児童館交流イベント
9月		北沢ネットボウリング大会	
10月	松沢ショップ 雑居まつり 世田谷線つまみぐいウォーク 北沢健康づくり課「こころの健康 づくり講演会」協力・参加		
12月	区民ふれあいフェスタ 商店街歳末イベント	お楽しみ会・大掃除 北沢ネット健康教室	
1月	せたがや障害者まち交流塾	MOTA 新年会	商店街振興組合新年会
2月		北沢ネット音楽発表会 通所連シンポジウム	
3月	しもたか大さくらまつり参加・1ブロック手伝い 基幹センターさくらまつり		

4. 予算概要

詳細については別紙予算書参照。

収入は世田谷区地域活動支援センター補助事業補助金による。

5. 人材育成と職場環境整備

- ・地活職員のミーティングは定期的に行う。包括的に対応できるよう MOTA・ぼーと・その他事業所内のミーティングでの共有なども積極的に行う。互いにサポートしながら重なり合う事業の理解も深める。
- ・法人の方針同様、職員の専門性の向上や課題解決につながるための必要な研修参加や実施を積極的に行う。
- ・事業部としてすまいる荻窪との職員連携、ピア活動などの交流方法など検討する。
- ・実習、研修生については昨年度コロナ感染予防のため、受け入れを中止していたが、今年度は受け入れ方法を検討し、他の事業とも連携しながら受けていく。

6. その他

・近年、高齢化や合併症などにより、来所できなくなるメンバーが増えてきている傾向もみられるため、メンバーとともにフォローの方法を検討していきたい。

・以下の会議体に各職員が積極的に参加し、施策への協力および関係機関ネットワーク強化、利用者への支援へ活かします。職場での情報共有に努めます。

【会議など】

- ・世田谷区精神障害者通所事業連絡会 総会、例会、各部会（担当）
- ・下高井戸商店街振興組合 新年会、総会、1ブロック会、スタンプ事業会議など
- ・雑居まつり実行委員会運営会議（メンバーとスタッフで計5回参加）
- ・北沢地区精神保健福祉ネットワーク 定例会

『指定特定（指定一般）相談支援事業』

会計区分名称：指定特定・指定一般相談支援事業

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1. 事業概要

- ・障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを申請した障害者（児）の方に、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行い、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
- ・地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。
- ・地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

- ・障害のある方が福祉サービスを有益に利用できるよう相談に応じ、各関係機関と連絡調整などを行いながら本人の将来の希望を実現するため、本人の意思に沿った利用計画を作成し、円滑な利用のため、中立な立場で定期的に訪問面接や通院同行、相談と評価を行います。
- 必要に応じてケア会議等を経てサービスの追加やプラン見直しを行い保健福祉課と連携し有益なサービス利用を支援します。
- ・地域移行支援は地域移行体制整備事業や動機づけ支援事業、各ぼーと、基幹センターと連携し、長期入院の患者さんが地域生活を円滑に送れるようサポートします。法人内の地域移行に関わる事業とも連携しながらすすめていきます。

2.) 今年度利用者支援方針

- ・引き続き利用者の方との信頼関係の構築をより丁寧に行います。
- ・支援の質の担保と運営のバランスを考慮します。
- ・新規依頼について丁寧に受けていきます。
- ・コロナ感染症対策に努めます。
- ・担当者に何かあったときのために職員同士の情報共有に努めます。

3.) 中長期方針

- ・現状は専任一人と兼任者で対応しているこの事業について、個別給付事業としてどのように取り組んでいくのか法人として指定特定（指定一般）相談支援事業この事業の位置づけ、方向性を今後考えていきます。

・BCPの策定など、今後起こりうる災害、感染症などの対策と事業の継続を検討していきます。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

地域で暮らす障害のある方が福祉サービス等を有益に利用できるよう相談に応じ、各関係機関と連絡調整を行いながら計画を作成し、モニタリングをしながら本人の希望する生活を実現するお手伝いを丁寧に行います。

・数値目標

実人数 約160人

計画作成（新規・変更・更新プラン作成） 年間100件

モニタリング 年間250件

地域移行支援 実人数 年間2人

地域定着支援 実人数 年間4人

2.) 方策

予定：相談支援専門員 専任1名 兼務5名体制

初任者研修の未受講者にはなるべく受けてもらい、今後相談支援専門員として従事できるように努めます。

4. 予算概要

（詳細は別紙予算書参照）

5. 人材育成と職場環境整備

・職員の経験年数に応じて、東京都及び区主催の初任者研修/現任研修/主任研修へ参加し、技術習得や質の向上を目指し、相談支援専門員として今後従事できる人材を育成します。

・指定特定相談支援事業者連絡会や地域移行部会、自立支援協議会などへの参加から地域を土台にしたフィールドワークができる相談員の育成を目指します。

・必要時、事例検討を行うことや各関係機関、基幹相談支援センターやスーパーバイズ、アドバイザー制度を利用して利用者にとってよりよい計画相談を実施します。

6. その他

以下の会議体各職員が積極的に参加し施策への協力、および関係機関ネットワーク強化、利用者への支援へ生かします。職場での情報共有に努めます。

・自立支援協議会本会運営会議(毎月)

・自立支援協議会本会(年2回)

・自立支援協議会シンポジウム(年1回)

・地域移行部会運営会議(年4回)

- ・地域移行部会（年4回）
- ・指定特定相談支援事業者連絡会（年5回）
- ・四者協（世田谷区精神保健福祉4団体代表者連絡会）
- ・センター連（世田谷区精神保健福祉支援センター連絡会）
- ・世田谷区相談支援事業者初任者/現任者/主任研修
- ・世田谷区精神障害者等支援連絡協議会（年2回）

『世田谷区・地域障害者相談支援センター（ぽーときたざわ）』

会計区分名称：地域障害者相談支援センター事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

< (1)～(10)は、世田谷区「地域障害者相談支援センター事業委託」仕様書より抜粋・要約 >

※下線部は、令和3年度より仕様に追加

※二重下線部は、令和4年より仕様に追加

1.) 基本相談支援

ア 年齢や障害種別を問わず区民からの相談を受け付ける。

面接、訪問、関係施設への同行の上、問題点を把握整理し、知識・技術・情報の提供等の適切な支援を行う制度の狭間に落ち込まないようにし、他の相談支援機関では対応が難しいケースについて、地域の中核機関として支援を実施する。

相談に繋がりにくい方、また福祉サービスや制度に繋がりにくい方でも気軽に相談につながるための居場所スペースや、感染予防対策を含めた安心して相談、会議を行うことのできるスペースの確保に努めること。

イ 総合支所保健福祉センター等との連携。

適切なサービス・施策の利用等につなげるため、関係機関との協力・連携を図る。

ウ 区と協議の上作成・更新する、基本相談支援に関するガイドラインに基づき実施する。

2.) 在宅の一人暮らし障害者等に対する伴走型寄り添い支援

新型コロナウイルス感染蔓延等、様々に変化する社会環境において、心身の状態が不安定になっている在宅の一人暮らし障害者等に対し、中長期的、継続的な伴走型の支援を行うこと。8050問題ケース等の課題が多様で複雑化しているケース、課題の背景や状況が明らかでないケース、相談や支援につながりにくいケース、精神科病院や障害者グループホームから地域での在宅生活に移行し環境変化が大きく心身が不安定になりやすいケース等に対し実施し、他関係機関と連携しながら、効果的な支援につなげる。

3.) 地域包括ケアシステムの推進に向けた対応

ア 地域包括ケアシステムの地区展開に対応し、「あんしんすこやかセンター」（地域包括支援センター）をはじめ障害福祉以外の他分野の関係機関からの相談に応じ、適切な支援を主体的に実施すること。

イ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築・推進に向け、ニーズの多いところの相談や精神障害者等からの相談に対し適切な支援を行うなど、地域の相談支援機関として協力する。特に病院等からの地域移行に向けた相談については、総合支所保健福祉センター各課と協力・連携し、指定相談支援事業者への円滑な引継ぎに向けた支援を実施する。

4.) エリア自立支援協議会の事務局

エリア自立支援協議会の事務局について、企画・運営のノウハウの継承など総合支所保健福祉センター保健福祉課（以下「保健福祉課」という。）からの後方支援のもとで担い、障害者を支えるネットワークづくり、虐待の早期発見と対応、障害理解の推進、差別解消の普及・啓発、地域での共生社会づくりなどを行う。

またエリア自立支援協議会の事務局を通じて地域課題の把握・共有を図るとともに、関係機関と協力・連携して解決に向けた検討及び地域資源の発掘・育成に努める。

5.) 指定相談支援事業者への支援

ア 地域内の新規参入の指定相談支援事業者へ適切な支援を行う。

イ 地域内の指定相談支援事業者だけでは対応することが難しいケースについては、同行訪問や合同カンファレンス等を実施、有用な知識・技術・情報を提供するなど連携して支援を行う。

ウ 事業者連絡会を開催し、地域の指定相談支援事業者の質の向上を図る。地域内の情報交換、区や出席した会議等から得た情報周知等を行うほか、事例検討会を1回以上開催すること。

6.) 権利擁護のための支援

ア 障害者及びその家族からの権利擁護にかかる相談に対応する。

イ 成年後見制度の円滑利用を支援する。

ウ 成年後見支援制度の利用が必要で、親族が申し立てを行うことが難しいケースを保健福祉課へ報告する。

エ 虐待ケース（疑われるケース含む）を発見した場合は、速やかに保健福祉課に報告し、指示を仰ぐ。

7.) 緊急時の体制整備

ア 事故対応などの緊急の対応が必要な場合は、保健センター各課等の関係機関に連絡し、対応等を協議のうえ迅速に対応する。

イ 窓口開設時間外における緊急事態への対応ができる仕組みを整備する。

8.) 相談記録の整備

ア 受けた相談については、主訴、本人または当該相談の対象者の心身の状況、そのおかれた環境、対応結果等の必要事項を相談受付表（基本情報）、相談整理表に記録し、整備すること。

イ アの相談受付票（基本情報）、相談整理表、その他委託業務に関する資料は世田谷区公文書管理条例に従い、適正かつ厳正な管理を行うと伴に、区から求めがあった場合には速やかに提出すること。

9.) 利用者リストの整備と活用

ア 区民から受けた基本相談において、今後も相談を継続するケースや定期的なモニタリングが必要なケースについて、年2回利用者リストを作成、整備提出する。

イ 利用者リストを活用し、以下の業務を行う。

- ・利用者に対して今後の方針をモニタリングする。
- ・総合支所保健福祉センターへの相談・連携が必要なケースを相談・連携できているか確認する。

- ・区担当課を通じて保健センター関係所管と事前に情報共有（リスク把握）し迅速な、チームアプローチに繋げる。
- ・職員が一人で抱えることのないよう職員間で適切に共有、相談、連携しマネジメントする。

10.) 職員の相談技術向上に向けた取り組み

- ア 区が実施する研修、及び受託法人や他の地域障害者相談支援センターが行う実習・主催する研修等に事業運営に支障のない範囲で職員を参加させ、基本相談を行う上で必要な知識やスキルの向上に努める。
- イ 職員に対しては、計画相談支援の知識や技術を習得させる。なお、区と協議の上、職員を受託法人が運営する指定相談支援事業所へ派遣し、実習をすることも可。ただし、この場合は、対象とする計画相談支援の件数は年間10ケースを上限とし、事業運営に支障のない範囲で行う。

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

国が推進する「地域生活支援拠点の整備」※1（厚生労働省）に基づく動向や、世田谷区の「地域包括ケアシステム」※2の体制整備が進められている。「精神障害者にも対応した地域包括ケア」の一環として令和2年度から開始された「夜間・休日等こころの電話相談事業」や「精神科病院の長期入院者に対するアウトリーチ事業」など、精神障害者への支援を中心に、行政の動きが活発になってきている。そのような状況において、「精神」分野での専門性を堅持し、法人の理念のもと、世田谷区の新たな精神障害分野に関する施策の動向を注視し、それらの施策との連携や協調を図っていく。

※1：地域生活支援拠点の整備：障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

※2：世田谷区はこれまで「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を」目指し、多様な取り組みを行って来た。区の目指す地域包括ケアシステムは対象を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進している。

- ・地域包括ケアシステムの推進の中では、ケアマネージャー、民生委員や社会福祉協議会協力員をはじめとする地域住民の代表や、地域医療関係者などと、積極的に交流を図ることで地域の特性、地域ニーズを把握する。
- ・エリア自立支援協議会事務局運営を、北沢エリア内の障害福祉に関連する事業者、それ以外の子育て支援事業者や商店街関係者、クリエイターなどを交えて、障害福祉の視点に限らず地域の課題を「わがこと」として、コロナ禍でもソーシャルアクションを起こせるように模索し、運営していく。
- ・相談に繋がりにくい方、また福祉サービスや制度に繋がりにくい方でも気軽に相談につながるための居場所スペースや、感染予防対策を含めた安心して相談、会議を行うことのできるスペースの確保が仕様書で新たに組み込まれたことから、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会等での地域ニーズを理解し事業運営に反映させていく。
- ・北沢地域内での地域移行、地域定着を行う事業所支援と、新規相談支援事業者との連絡会を開催し交流・情報交換を図る。

2.) 今年度利用者支援方針

- ・障害種別によらず、制度の狭間を埋め、切れ目のない支援を実施する。
- ・「相談」の質の向上と、基本相談の手順の標準化を目指して、世田谷区で検討・取りまとめ中の「基本相談に関するガイドライン」に基づいて、基本相談業務を実施する。
地域割で3障害という対象で幅広い相談を受けざるを得ないことで様々な判断が個々の職員に任されてしまう部分が多く、それらがある程度ガイドラインで解決できるよう区や他地域の「ぼー」と協議しながら作成している。
- ・仕様に掲げられた「在宅の一人暮らし障害者等に対する伴走型寄り添い支援」については、本人のニーズや区から求められる内容を基本に所内でアセスメントし、対応する。

3.) 中長期方針

- ・ぼーときたざわの事業内容が複数で多岐にわたり、制度に直結している事業内容が多く、仕様書の内容も毎年充実したものに变化している。事業を円滑に進めるためにはタイムリーに制度理解を行う研修参加や職員間での確認等を行い事業に取り組んでいく。
- ・個別支援に必要な能力、各種の連絡会や会議を円滑に運営するためのマネジメントスキル、ファシリテーションスキル、プレゼンテーションスキルなどを担当職員が獲得するための所内研修の企画・開催や研修受講を進める。
- ・非常勤職員の配置を含めた、当事業での要員のバランスを考え職員配置をする。
行政側の政策・税収の変動に伴って、予想される委託費の変動（増額・減額ともに）に対応し、また常勤職員の昇給、法人内での人事ローテーションが柔軟に実現できるために、一定数の非常勤職員を配置する。また安定的に人員を確保し、人材育成を行っていく。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ・個別ケースの継続性を、担当職員に依存せず、「ぼー」として対応できるように情報共有を密にする。
- ・3障害に対応するための専門性を高めることや関係機関、専門機関との連携を積極的に行う。
- ・地域移行・地域定着に関するケースには、法人内相談支援事業、他の関係機関、医療機関と連携し、役割分担を明確にしつつ、積極的に関わっていく。

2.) 方策

- ・個別ケースについては職員間で共有し、継続可能な支援を担保する。特に新規ケース及び支援過程で対応が困難になったケースに対しては、アセスメント、アセスメントの見直しや支援方針の見立てなどを共同で行う。
- ・多様な障害や相談に対応できるよう、事例検討会や勉強会などを行う。
- ・会議参加や会議事務局等多くの会議に職員が対応できるように内容・情報を随時共有するために、定例ミーティングを実施する。
- ・精神科病院からの退院に関して相談、依頼があった場合、指定特定相談支援事業者計画相談（もしくは65歳以上の場合にはケアプラン）を依頼しつつ、地域移行に関する支援については、「地域移行」の個別給付によらず）その事業者と「ぼーときたざわ」と合同で行い、本人のニーズを中心に支援者間の連携を密にし、地域移行を円滑に行う。

・年間スケジュール

「ぽーときたざわ」独自の取り組みや、地域との関わりのあるイベント・連絡等：

地域内まちづくりセンター/あんしんすこやかセンター挨拶回り（4月～）、地域内障害者施設等挨拶回り（5月～）、松原公園小動物ふれあい広場（社会福祉協議会共催）（5月）、すまいる祭り（すまいる梅ヶ丘）（6月）、雑居祭り（7月）、こころの健康講座（健康づくり課共催）（10月）、地域要保護児童支援協議会（要保護児童対策協議会）（開催時期・回数未定）

世田谷区もしくは基幹相談支援センター主催の会議・連絡会等：

自立支援協議会シンポジウム（開催場所・方法未定）（11月）、自立支援協議会本部（7月、1月）、自立支援協議会運営会議（月例）、ぽーと連絡会（年4回）、世田谷区相談支援事業者連絡会（2月）、地域ケア連絡会（月例）、相談支援従事者初任者研修（9月～12月）、事例検討会（隔月）、モニタリング検証委員会（隔月）、セルフプラン検証ワーキンググループ（隔月）

「ぽーときたざわ」主催の会議・連絡会等：

北沢エリア自立支援協議会運営会議（月例）、北沢地域・相談支援事業所連絡会（隔月）、北沢地域・事例検討会（年1回以上開催）

その他の連絡会：

北沢地域精神保健福祉ネットワーク（北沢ネット）（毎月）、世田谷区障害者地域生活相談支援センター連絡会（センター連）（隔月）

※イベント等はコロナ禍により中止

4. 予算概要

（事業委託費計）	48,677,995 円
（内訳）業務委託費（年間）として	35,458,995 円
伴走型寄り添い支援事業費（年間）として	5,771,000 円
自立支援協議会関連経費（年間）として	208,000 円
家賃助成（年間）として	2,640,000 円
※新規物件保証金として	1,000,000 円
※新規物件家賃助成として（年間）	3,600,000 円

なお、詳細については、別途令和4年度予算書参照のこと

5. 人材育成と職場環境整備

この事業に求められる人材・スキル

- ・障害特性や多様な福祉サービス・社会資源に精通する。
- ・法制度を理解し、国や区の動向を踏まえて業務の遂行を行う。
- ・実施事業や会議等、現状の制度や事業の立ち位置を理解し、広い視点を持ってマネジメントを行う。

人材育成と環境整備

- ・常勤、非常勤を含めて個別支援の情報共有を密にし、一人で抱え込まないようにする。

- ・地域の諸機関との関係構築、精神障害以外の障害分野に関するノウハウの獲得が必要となるため、外部の研修会や会議に積極的に参加をする。参加の際にはなるべく2名体制で参加し、共有できるような体制を作る。
- ・他事業との連携、法人本部からの支援等を行い困難ケースへの対応を行う。
- ・経験年数に応じた適切なキャリア形成を図るために、東京都社会福祉協議会が主催する、キャリアパス対応障害研修を受講する。

6. その他

- ・本事業担当職員2名が休職中。
職員の負担軽減のためのフォローを法人として行う。具体的にはセンター長代行を本部職員が担う。具体的には定期的な職員面接を実施し困りごとや業務上の悩みなどを早期に聞き取れるようにし、迅速に課題解決を行うようにする。職員の経験による担当業務の検討や2人体制（経験者と未経験者等）での会議出席を行い、負担軽減を図る。

『夜間休日等こころの電話相談事業』

会計区分名称：保健センター・こころの相談事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

<事業概要>

国の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の一環として、世田谷区は精神障害者等の包括的な相談体制の確立に向け保健センターにおける「夜間・休日等の電話相談窓口の開設」をはじめとする「こころ相談機能の整備」を優先的に取り組む重点項目の一つと位置付けた。

MOTA では夜間休日電話相談を補助事業として実施していたが、一昨年度より世田谷保健所健康推進課、保健センターと協議の上、保健センターからの受託事業として本事業を実施していくことで合意した。原則世田谷区民を対象とし、夜間休日の電話相談を受ける。基本的には今までのように不安を傾聴していく相談に加え継続的な支援が必要と思われる相談内容については日中の区の窓口につなぐ仕組みを構築していく。さらに精神障害者や精神疾患患者等の理解、差別、偏見の解消を目指し、正しい知識の普及、啓発及び心の健康づくりを支える地域人材育成を行う。

ピア電話相談員の養成の体制と活動の場、現役・新規ピア相談員の人材育成を行うための体制を整備する。

<事業の目的>

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の一環として、夜間や休日において、精神障害者やその家族等を対象とした電話相談を実施することで、精神障害者が直面する不安を解消する手段を提供し、地域生活を円滑に営むことができるようにする。

<主な実施内容>

電話相談(週4回※9月より週5回)、相談記録等の作成・提出、電話相談事例検討会、電話相談員連絡会、電話相談の周知・啓発、ピア相談員に対する研修等、ピア相談員の養成、専門相談員に対する研修

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

<方針>

- ・ 主管課(世田谷保健所健康推進課)、委託元(保健センター)と連携し、事業の実施について体制の構築、課題の整理などを引き続き行う。隔月で三者定例会を実施した。
- ・ 不安を傾聴していく相談に加え、継続的な支援が必要と思われる相談内容については日中の区の窓口につなぐ仕組みを構築していく。
- ・ 相談員、ピア相談員のスキルアップやフォローを行い、相談の質を高める。

- ・2年おきに新規のピア電話相談員の入門編を実施予定とするため、新たなピア電話相談員を育成する。
- ・新たなピア電話相談員の養成の体制と活動の場、または新規のピア相談員、現役ピア相談員の人材育成を行うための体制を整備する。
- ・電話相談マニュアルを随時更新し、電話相談員、ピア電話相談員と共有し、相談を充実させていく。
- ・相談内容によって世田谷区の日中相談にスムーズに繋げるように、電話相談員連絡会や事例検討会等で共有していく。
- ・前年度コロナ禍で研修等が開催しづらい状況だったが、オンライン等を活用し研修や連絡会を行う。

2.) 今年度利用者支援方針

- ・利用者層は広報活動により新規の利用者に加え、補助事業の時の相談者も引き続き利用している。電話相談マニュアルを随時更新し、電話相談員、ピア電話相談員と共有しよりよい相談となるよう実施していく。相談内容によって世田谷区の日中相談にスムーズに繋げるよう電話相談員連絡会や事例検討会等で共有する。

3.) 中長期方針

- ・令和3年度～5年度に施行される「世田谷区ノーマライゼーションプラン」を基に、地域のネットワークを活用しつつ、広く区民にタイ捨て「こころの健康」や精神疾患についての普及啓発を行っていく。
- ・ピア活動については電話相談事業だけでなく法人内の様々な事業と連動し、法人としてのピア活動の方向性や取り組みを考えていく必要があるため、法人アイのユーザーやピアとして活躍する方、ピアとの関わりが薄かった職員とも包括的に情報共有、検討を行っていく。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

<電話相談に関して>

- ・不安を傾聴していく相談に加え、継続的な支援が必要と思われる相談内容については日中の相談窓口になが仕組みを引き続き実施する。
- ・緊急対応の相談も入るようになってきている。専門相談員とMOTA、保健センターの連携を随時見直しつつ電話相談員の不安・負担軽減のため、情報の把握や心理的フォローに努める。
- ・ピア相談員と作成したパンフレットが完成し、区の窓口などで配布が開始され、また区報に載るなど、周知の取り組みの広がりとともに、相談者の年齢層や内容が多様化している。そういった方たちへの対応も含め、相談者にとってより良い相談となるよう努める。

<人材育成>

- ・事業運営を安定して行うため電話相談員、ピア電話相談員の人材の確保、育成に努める。
- ・ピア養成講座入門編・基礎編を実施。「ピア」についての知識の普及や、ピア相談員になりたい方の育成を行う。

2.) 方策

- ・梅丘の「総合プラザ」内の「こころとからだの保健室ポルタ」で事業実施を行う。

- ・電話相談（週4回月水木土）※9月より週5回（月火水木土）
ピア電話相談 17時～19時（土曜祝日は14時～16時）
専門相談 19時～22時（土曜祝日は16時～20時）
- ・電話相談実施、相談記録等の作成・提出
- ・専門相談員に対する研修電話相談員連絡会、ピア相談員連絡会を行ない、情報共有や対応のふりかえりを行いよりよい相談につなげる。
電話相談事例検討会（年4回）、電話相談員連絡会（年4回）、
ピア電話相談員連絡会（毎月）、ピア相談員に対するフォロー・研修等、ピア相談員の養成、講座実施等
- ・電話相談の周知・啓発
- ・事業運営のため世田谷保健所健康推進課、世田谷区保健センター、めぐはうすとの三者会議にて事業運営について検討を行っている。

4. 予算概要

- ・前年度に比べ今年度、今までの事業実績から担当職員の人件費が増額となった。
- ・今年度9月より週4日から週5日となるため相談員の人件費（ピア・相談員）が増額された。

5. 人材育成と職場環境整備

<人材育成>

- ・精神障害者や精神疾患患者等の理解、差別、偏見の解消を目指し、正しい知識の普及、啓発及び心の健康づくりを支える地域の人材育成を行う。
- ・ピア養成講座を行い、新規ピア相談員の育成、現在在籍中のピア相談員のスキルアップやフォローのための研修を行う。同様に専門相談員も事例検討会などを通じスキルアップ、必要な知識や技術の習得を行う。
- ・事業運営に関しては法人内の多くの職員の協力を得ているが、経験の有無に関わらず企画運営に携わって頂き、事業運営の経験、区との連携、講座の企画などを行うことで法人の今後の人材を育成していく一端を担うものとする。
- ・法人としてのピア活動の今後の方向性を考える事業の一つとなっている。職員をはじめ、ピア相談員の研修参加等、知識や技術の習得に努め、今後の法人運営の中での「ピア」を考える人材として育成する。

<環境整備>

- ・梅が丘の「総合プラザ」内の「こころとからだの保健室ポルタ」で事業実施を行っており、めぐはうすの事務所とは離れているため緊急時の連絡方法などを世田谷保健所健康推進課、世田谷区保健センター、めぐはうすで相談員の方々より意見をききながら、より良い方法を考え、実施していく必要がある。
- ・相談員の安心安全が確保できるように緊急時の対応やコロナの感染予防対策を引き続き行う。

<専門相談員の研修やフォロー体制について>

- ・専門相談員連絡会、事例検討会を実施。さらに相談の質の向上や安心して事業に関われるための研修の計画や、研修に参加しやすくするための工夫を行っていく。

- ・ピア相談員の振り返りについて、個々人の裁量に任せる部分が多かったが、簡単なガイドラインを作成することで、新しく入った電話相談員のフォローや質の担保を図る。

<ピア相談員の研修やフォロー体制について>

- ・昨年度応用編を終えてピア電話相談員を希望する方に対して 11 月から実際の電話相談を想定したロールプレイを実施してきた。内容は現役のピア相談員と相談しながらテーマや内容を詰めて、実施している。

- ・コロナ禍でロールプレイが 2 回延期になった影響で 4 月からの雇用が難しいことから、現役ピア相談員の負担感や新ピア相談員の混乱へのフォローに努める。

- ・新ピア相談員は多数が法人外の方となるので、雇用やフォローについて、法人内でも事業をまたいで検討を進めているが、区や保健センター、雇用する方の主な相談先などと連携しながら行っていく。

- ・新しい相談員が入ることに現役ピア相談員からは期待と不安の声がある。そういった意見を把握し、共有しながら今後のフォローに活かしていく。

- ・ピア相談員連絡会を引き続き実施し、情報共有、分かち合い、セルフケアの場とする。

- ・研修希望についてアンケート調査を行った。「グループワークのやり方」他の自治体のピアサポーターと交流」などの意見があった。その意見を基にスキルアップのための研修を実施する。

6. その他

現在ピア活動についてさまざまな研修や講座などが実施されており、新しい知識等の習得のためにアンテナを張りながら職員、ピア相談員が研修等に参加できるよう努める。

『杉並区障害者地域相談支援センター「荻窪」(すまいる荻窪)』

会計区分名称：杉並区障害者地域相談支援センター事業

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

1.) 相談支援事業

障害者手帳の有無や障害種別によることなく、面接、電話、訪問、関係機関への同行を通して障害者(児)や家族、サービス事業所等関係機関からの生活全般の相談を行う。制度の狭間やどこに相談してよいか分からない区民の身近な相談窓口として適切な支援を行う。

2.) 地域連携・ネットワーク

- ・関係機関と地域の課題についての検討や情報共有ができるよう、地域のネットワークを構築する。
- ・区民および関係機関向けの講座や事業を通じて地域の障害者理解を促進する。
- ・地域自立支援協議会などネットワーク会議の参加および運営。

3.) オープンスペース

- ・親しみやすく立ち寄れる場の提供と合わせて区内全域の精神障害者の余暇活動や交流を支援する場を運営する。
- ・障害者の社会参加の促進や生活能力の向上を目的としたプログラム等を行う。障害者の自主的な活動の支援を行う。

4.) ピア活動

当事者が、自らの体験をもとに、問題を抱えた障害者に寄り添った相談を行う。ピア相談員の育成につながるグループ活動や自主的な活動を支援。地域移行プレ相談での病院訪問やグループ活動など。

5.) 地域移行プレ相談事業

精神科病院に入院している方を対象に、ピアサポーターとともに、個別支援やグループ活動、精神科病院に向けての地域の情報提供を行う。また、一般相談支援事業所への橋渡しをする。

なお、支援者が変更することでスムーズに移行できない場合、または一般相談支援事業所が見つからない場合等に限り、地域移行支援に準じた支援を行う。

6.) 緊急時コーディネート事業

障害福祉サービスを利用していない方を中心に、介護者が急病や死亡等の事由で不在となった際の緊急時プランを作成し、対象者が緊急時の対応が必要となった際は基幹センターと相談、分担しながら対応支援を行う。

7.) その他の事業

- ・視覚障害者のための代読・代筆事業
- ・個別避難支援プラン作成支援
(民生児童委員の連絡を受け、災害時に支援を希望する方のプラン作成の協力を行う)

2. 今年度方針ほか

1.) 今年度事業運営方針

・地域生活支援拠点の整備のもとで昨年度より組織編成された杉並区立基幹相談支援センターと引き続き連携強化し、障害者児の高齢化・重度化、親亡き後を見据えた相談、体験、地域の体制づくり緊急時体制の構築に関する施策との連携を図る。

・積極的に関係機関（地域包括、就労支援、保健センター、福祉事務所、民生委員など）と連携を図りネットワーク構築を図ることで8050問題や親亡きあと、精神疾患や発達障害が疑われる家族など深刻化する前に、埋もれているケースを掘り起こし、支援に結び付くよう支援する

- ・自立支援協議会への参加および事務局運営

2.) 今年度利用者支援方針

・地域の身近な相談窓口として積極的に広報しケースの掘り起こしや、障害種別を問わないサービスにつながる前の一時相談や制度の狭間の相談支援を行う。

・オープンスペース利用メンバーについては、社会参加のための機会の一つとして、誰もが安心して過ごせる場所の提供を行う。

・当事者の自主活動の支援に力を入れるべく、身体（視覚）障害のピアスタッフを雇用して、当事者ゆえのピア相談やロービジョンカフェ（見えない/見えにくくなった方との交流会）を開催することができた。また毎週金曜のピア相談の第3週目に視覚障害のピア相談ができる旨広報し、ひろく視覚障害のピア相談の充実に努めた。

・コロナ禍で精神科病院へ入ることが難しくなったが、患者さん向け通信「とびら」をお届けし交流をしたり、下半期より病棟とZoomを繋いですまいるのピアとオンライン交流により、長期入院患者への退院意欲のモチベーションの維持に努める。

・精神科病院には、まだ長期に社会的入院を余儀なくされている杉並区民は少なくない。そのため、地域移行支援がより促進され、入院されている方が安心した地域生活を送ることができるよう、各支援関係機関と協力、連携を行っていく。

3.) 中長期方針

- ・昨年度の大きな人事異動によりセンター長、副センター長含むスタッフの半数が入れ替わったため、新たな体制づくりを行ってきた。体調不良や離職など出ず経過し、この1年まずはホッとしている。安定した基盤づくりと事業運営を引き続き行っていきながら必要時、本部の協力を得ながら杉並区に対して働きかけを行う。

3. 今年度目標と方策（具体的取り組み）

1.) 目標

- ・ネットワーク構築からのケース掘り起こし
- ・地域生活支援拠点整備による障害者の緊急時支援
- ・身体視覚ピアの活躍 当事者活動の支援
- ・地域移行支援の促進、普及、連携
- ・ピア相談員の育成とフォローアップ

2.) 方策

・相談支援事業

新規相談は2名体制で受けることで多角的な視点と丁寧なアセスメントを行えるようにする。日々のスタッフミーティングにて共有し、方針の検討を行う。

より専門性の高い相談が必要な場合は、専門相談などを受けよう設定する。また専門相談の新しい分野の企画と取り組み（社会保険労務士や弁護士等）も検討する。

・地域連携・ネットワーク

特にケア24（地域包括支援センター）への広報/巡回し8050問題や親亡きあと問題、精神疾患などが疑われながら埋もれているケースを掘り起こし、多職種で連携しこの課題と一緒に考えていきたい。ケースによっては緊急時対応プランを導入し地域での安心した生活を支える。

- ・すまいる荻窪NEWSについては、ピアスタッフを編集長とした編集委員会にて企画立案し、月1回発行する。

・ピア活動

昨年12月より視覚障害のピアスタッフを雇用しているため同じ身体（視覚）障害のピア相談も行う。

また、ピア育成講座 4月～12月にかけて月1回開催、ピア入門講座 10月に開催し、次世代の育成に努める。

・地域移行プレ相談事業

- 全職員が地域移行プレ相談事業の個別支援やグループ活動に携われるようにする。
- 地域移行促進部会などを通じ、区内の地域移行に従事する支援員の育成を強化する。

【年間計画】

4月	すまいる研修	ピア相談員育成講座
5月	自立支援協議会本会	
6月		
7月	すまいる研修	
8月	自立支援協議会本会	
9月		
10月	地域公開講座	ピア相談員入門講座
11月	3すまいる合同ピア連絡会	ピア相談員育成講座
12月	すまいる研修 自立支援協議会本会	
1月	自立支援協議会シンポジウム	
2月		
3月	すまいる研修 自立支援協議会本会	

4. 予算概要

各事業の委託金額は、下記のとおり。

- ・ 杉並区障害者地域相談支援センター「荻窪」事業 …… 49,705,700円（年額）
- ・ 視覚障害者のための代読・代筆事業 …… 2,200円（1件あたり）

* 詳細は別紙予算書(案)を参照

5. 人材育成と職場環境整備

・ 日々のスタッフミーティングの中で、小さな葛藤やもやもや感をだせるよう時間と場を設ける。整理ができていく事で、必要時ケース検討を行う。事例を提出することにハードルが高く感じるスタッフもいることからあたたかな雰囲気での事例検討を積み重ね、出して良かったと思える雰囲気をつくっていきたい。

その雰囲気が職場内コミュニケーションを向上させ、職場環境の整備につながると考えている。

6. その他

以下の会議体等に参画し、杉並区の障害者施策への協力および関係機関との連携の強化をおこない、より質の高い支援につながるよう、努めている。

- ・ 杉並区地域自立支援協議会本会（年4回）
- ・ 杉並区地域自立支援協議会幹事会（年4回）
- ・ 杉並区地域自立支援協議会シンポジウム(年1回)

- ・杉並区地域自立支援協議会相談支援部会（年6回）
 - ・杉並区地域自立支援協議会相談支援部会幹事会（年6回）
 - ・相談支援連絡会（年6回）
 - ・相談支援連絡会運営委員会（年6回）
 - ・杉並区地域自立支援協議会地域移行促進部会（年3回）
 - ・杉並区地域自立支援協議会地域移行促進部会幹事会（年3回）
 - ・退院支援会議：入院されている精神障害者の退院および退院後における支援に関する会議（年12回）
 - ・緊急時コーディネーター連絡会（年12回）
 - ・支援会議：精神科医（年6回）および弁護士（年12回）による困難ケースに関する事例検討
 - ・すまいる連絡会：杉並区地域ネットワーク推進係、各すまいるとの情報共有、検討（年7回）
 - ・第2層協議体勉強会：身近な地域を対象範囲（荻窪地区）とする高齢者分野での地域づくりを話し合う場
（年12回）

 - ・在宅医療地域ケア会議（荻窪圏域、西荻圏域、井草圏域）（各年1回）
 - ・すまいる研修（年4回）
 - ・すぎそうれん：杉並区内の特定相談支援事業所の連絡会（年4回）
運営会議（年4回）
- その他研修、懇談会など参加

